

# 大学評価 機構ニュース

## 学位授与 *National Institution for Academic Degrees*

第27号

平成14年5月発行



学位記授与式（H14. 2. 27）

### 目次

#### ◆巻頭言

- 評議員会会長 井村 裕夫 ……2
- 大学評価委員会委員長 阿部 謹也 ……3

#### ◆大学評価事業の状況

- 平成12年度着手の大学評価事業
  - 平成12年度着手の大学評価の評価結果について ……4
- 平成14年度に着手する大学評価事業
  - 平成14年度に着手する大学評価実施基本計画について ……4

#### ◆学位授与事業の状況

- 短期大学・高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対する学士の学位授与関係
  - 1,598人に学士の学位を授与
    - －平成13年度10月期申請分－ ……9
- 認定課程(各省庁大学校)修了者に対する学位授与関係
  - 19人に博士の学位を授与
    - －大学院博士課程相当の課程修了者－ ……10
  - 837人に学士の学位を授与
    - －学部相当の課程修了者－ ……10
- 認定専攻科関係
  - 新たに19専攻を認定（平成14年度） ……10
  - 認定専攻科の教育の実施状況等の審査 ……11
  - 「商船学」の単位修得の専攻基準を制定 ……12
- これまでの学位授与・専攻科認定等の状況等
  - 学位授与の状況 ……13
  - 各省庁大学校の課程の認定状況 ……14
  - 短期大学及び高等専門学校専攻科の認定状況 ……15
- 平成14年度学位授与関係
  - 平成14年度学士の学位授与申請受付期間及び試験日程 ……16

- 学士の学位授与制度及び申請方法等関連の刊行物 ……16
- 平成14年度学位授与関係審査スケジュール ……17

- 機構ホームページにおけるFAQの公開について ……18
- 10周年記念誌を機構ホームページに掲載 ……18
- 見込申請者に対する学修成果・試験の審査結果の通知について ……18

#### ◆機構の窓

- 会議の開催状況 ……19
- OECDコンサルタント、機構を訪問 ……21
- モンゴル教育科学技術文化省副大臣、機構を訪問 ……21
- 機構新施設の整備の概要 ……22
- 研究紀要「学位研究」第16号の発行 ……22
- 海外渡航一覧 ……23
- 規程及び規則等の改正等 ……23
- 委員の異動 ……24
- 人事異動 ……25

#### ◆就任挨拶

- 評価研究部助教授 袖山 禎之 ……27
- 評価研究部助教授 井田 正明 ……28

#### ◆退任・転任挨拶

- 前学位審査研究部部長・教授 齋藤 安俊 ……29
- 前学位審査研究部助教授 橋本 鉦市 ……30
- 前副機構長 齋藤 秀昭 ……31

#### ◆海外渡航余話

- 前学位審査研究部助教授 橋本 鉦市 ……32

#### ◆教職員一覧等

- 教職員一覧 ……33
- 電話番号一覧 ……35



平成14年 3月20日  
大学評価・学位授与機構  
大学評価委員会

1 評価の目的

評価結果を大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）にフィードバックし、各大学等の教育研究活動の改善に役立てるとともに、大学等の諸活動の状況や成果を社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関としての大学等に対する国民の理解と支持が得られるよう支援・促進する。

2 評価の区分

- (1) 全学テーマ別評価  
大学等における教育研究活動等について、全学的な課題をテーマとして設定し、各大学等を単位として評価する。
- (2) 分野別教育評価  
大学における教育活動等について、学問分野ごとに学部、研究科を単位として評価する。
- (3) 分野別研究評価  
大学等における研究活動等について、学問分野ごとに学部及び研究科、大学附置研究所、その他の研究組織、大学共同利用機関を単位として評価する。

3 対象機関

- (1) 国立大学及び大学共同利用機関並びに公立大学を対象とする。
- (2) 対象機関数は、段階的实施期間中（平成12～14年度着手分）であることから、全学テーマ別評価の公立大学分及び分野別評価については、その数を絞って実施する。
- (3) 評価は、対象機関のうち設置者から要請のあった機関について実施する。

4 実施計画

(1) 全学テーマ別評価

実施テーマ	対象機関数 (注1)
国際的な連携及び交流活動 (仮称) (注2)	国立大学 (99大学) 全大学共同利用機関 (15機関) 公立大学 (10大学)

(注1) 対象機関数については、機構が行う評価の実施可能な機関数を示している。  
(注2) 実施テーマの趣旨等は「全学テーマ別評価のテーマ概要」のとおりである。

(2) 分野別評価

段階的实施期間中に、大学評価機関（仮称）創設準備委員会報告書の大学評価委員会等の構成（案）で示された9分野を実施することとし、平成14年度着手分は平成12年度及び13年度着手分の医学系・理学系・法学系・工学系教育学系を除いた4分野とする。

評価区分	実施分野	対象機関数 (注1)
分野別教育評価	人文系系 経済学系 農学系	国立大学のうち 対象分野ごとに6大学 公立大学のうち 対象分野ごとに3大学
	総合科学 (注2)	国立大学のうち 4大学 公立大学のうち 2大学
分野別研究評価	人文系系 経済学系 農学系	国立大学、大学共同利用機関のうち 対象分野ごとに6組織 公立大学のうち 対象分野ごとに3組織
	総合科学 (注2)	国立大学のうち 4組織 公立大学のうち 2組織

(注1) 対象機関数については、機構が行う評価の実施可能な機関数を示している。  
(注2) 総合科学については、分野別教育・研究評価の対象を同一の機関とする。

5 実施方法等

(1) 実施体制

評価を実施するに当たっては、大学評価委員会に、テーマ別及び分野別の専門委員会を設置する。専門委員会の下に、必要に応じて、当該テーマ及び分野の専門家等を評価員として置き、評価に当たっては、専門委員会の委員及び評価員による評価チームを編成する。また、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を判定するために各専門領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する部会を設置する。  
なお、テーマ別及び分野別の専門委員会の構成は、6頁のとおりである。

(2) 実施方法

機構の示す要項に基づき各大学等から提出された自己評価書（根拠となるデータ等含む。）及び機構が独自に調査・収集する資料等に基づき、原則として下記記載の書面調査及び訪問調査又はヒアリングによる分析・調査を踏まえて評価を行う。

評価区分	実施方法
全学テーマ別評価	書面調査及びヒアリング
分野別教育評価	書面調査及び訪問調査
分野別研究評価	書面調査及びヒアリング

6 評価結果

- (1) 評価結果は、評価区分ごとに、各評価項目ごとの評価を記述により示すことを基本とする。
- (2) 評価結果を確定する前に、その内容について、大学等に意見の申立の機会を設ける。
- (3) 評価結果は、各大学等及びその設置者に通知するとともに公表する。

7 スケジュール

平成14年度着手評価事業のスケジュールは、8頁のとおりである。

全学テーマ別評価のテーマ概要

「国際的な連携及び交流活動（仮称）」  
【平成14年度着手分】

1 テーマの趣旨

今後の21世紀の世界は、社会、経済、文化の地球規模での交流がますます進展し、国際的な協調、共生関係が増大する一方で、国際的な競争も激化する時代になると予測されています。このような趨勢の中で、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）に対しても、国際的な通用性や共通性を高めつつ、より一層世界に開かれた機関となることが期待されています。

とりわけ、国際的な連携・交流活動は、研究面では学術研究が本質的に国際的性格を有するものであり、その水準向上を図っていく上で研究者同士の知的刺激の授受が不可欠なものであることから、その積極的推進が求められています。また、教育面では、学生の相互交流による異文化理解と友好の増進や、人材育成を通じた知的国際貢献の促進などの観点から、一層の取組が求められているほか、様々な国際連携・交流の活動が行われてきています。

本テーマにおいては、これらの状況を踏まえ各大学等で行われている様々な活動のうち、全学的（全機動的）組織で行われている活動及び全学的（全機動的）な方針の下に部局等において組織的に行われている活動を対象とし、各大学等が設定した本テーマに関する目的及び目標に即して、それを実現するための取組状況や改善のための取組等について評価を実施します。

2 対象となる活動の例

本テーマの評価の対象となる活動として、以下のような例が考えられます。これらは一般的に考えられる活動の例示であり、すべての対象となる活動を表しているのではなく、すべてが対象として取り上げられる活動でもありません。

- ＜研究面における連携及び交流活動＞  
『国際交流協定の締結』、『国際共同研究の実施』、『外国人研究者等の受入』、『教員の海外派遣』
- ＜教育面における連携及び交流活動＞  
『国際交流協定の締結』、『留学生の受入』、『教員の人事交流』、『学生の海外派遣』、『インターネットを利用した国際授業交換』、『日本学術振興会・JICA等への協力』
- ＜その他の活動＞  
『国際会議・国際シンポジウムの開催、参加』、『大学独自の国際交流基金の設置』、『地域との連携による国際交流事業の実施、参加』

3 対象機関

国立大学（短期大学を除く99大学）及び全大学共同利用機関（15機関）  
公立大学（10大学）